

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和４年度 第２回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和４年 12 月 2 日（金） 午後２時～午後４時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 ２Ｃ会議室	
出席者	委 員	横田直和 委員長（関西大学法学部・教授） 片岡昌樹 委員（弁護士） 潮崎征功 委員（公認会計士）	
	企業団職員	山下副企業長、谷口事務局長、東根総務課長、小畑工務課長、 坂東洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中來田管財担当係長、山形主任	
関係職員		－	
審議対象期間		令和４年４月１日から令和４年９月３０日まで	
議 事 概 要		1 開会あいさつ（委員長） 2 議題 （１）報告事項 入札及び契約手続の運用状況（令和４年度上半期分）について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 （２）審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した８案件について、審議を実施 （３）次回抽出委員の選出 3 その他 4 閉会あいさつ（副企業長）	
抽 出 件 数		総件数 8 件	(備考)
制限付き一般競争入札		3 件	
指 名 競 争 入 札		4 件	
随 意 契 約		1 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問	回答
		1 運用状況報告	
		- 軽４輪については、一般的に販売されているものでだれでも購入できるものであり、通常は予定価格の 65％程度で購入できることはないと思われるが、今回の入札において、このような低価格となったことをどのように評価しているのか。 - 水道関係業務以外の事業も行っている企業について、水道関係事業で問題となったケースと水道関係事業以外で問題となったケースで、その取扱い（指名停止期間）が同じでよいのか。	- 過去７年間、８台の公用車購入に係る入札の平均落札率は、74.62％であり、今回の結果が突出している訳ではない。予定価格については、複数の業者より見積を徴取して設定している。公共団体が購入した場合、運用上車検や法定点検等のメンテナンスも納入業者へ依頼しているため、それも見込んでの価格となり、競争原理が働いたものと考え。 「淡路広域水道企業団指名停止基準」に基づいており、工事種別等による取扱いの違いはない。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	2 抽出事案の審議	
	【抽出事案①】市道中央線配水管布設替工事 【抽出事案説明書】	
	・ 制限付一般競争入札で申込者 11 者のうち、実際の応札者が 3 者にとどまった理由としてどのようなものが考えられるか。 ・ 同種工事（市道内膳横線配水管布設替工事）も同様に辞退者が多いが、工事の特殊事情があるのか。 ・ 「昭和 8 ～12 年の間に敷設された老朽配水管」の更新とのことであるが、配水管の耐用年数は一般的に何年くらいなのか。今回の更新は、敷設から 90 年近く経過して行われているようであるが、次回の更新はまた 90 年後になったりするのか。 ・ 申込の時点で、この工事がガス会社との同時施工ということはあらかじめ分かっているのか。 ・ 応募のアナウンスの仕方は、ホームページ等に一定期間前に公示されて設計書も添付されるのか。	・ 業者から提出のあった辞退理由によると、「手持ちの工事が多く、受注が困難」、「指定された工期に間に合わない」、「人員不足が予想される」、「金額が合わない」となっている。 また、工事場所が商店街に隣接した街中の狭い道路であり、一方通行や駐車場も含んでおり、迂回路の設定や、地元調整、工事時間等の制約が想定されること、加えてガス会社との同時施工となるため工程調整が必要となってくることなどから、業者から敬遠されたのではないかと考える。 ・ 同種工事（市道内膳横線配水管布設替工事）は、一般的な水道単独工事であり、特殊事情は介していないが、発注時期の違いにより業者の手持ち工事が多くなり応札を辞退する結果となったものと推察する。 ・ 水道管の法定耐用年数は 40 年ではあるが、実耐用年数としては更新後の管路では敷設環境にもよるが、100 年程度使用できるとの評価が公表されており、特段の事情がない限りその間での更新は生じないものとする。 ・ 設計書、特記仕様の中で謳っているもので、あらかじめ分かっている。 ・ 設計書も添付しており、特記仕様書にはいつの歩掛を採用しているかも表示している。
	【抽出事案②】淡路市内井戸浚渫工事 【抽出事案説明書】	
	・ 入札無効となった「条件 9」とはどのようなものか。 ・ いかなる理由で、無効になったということを入札者に説明するのか。	・ 「淡路広域水道企業団制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」に入札に関する条件として遵守する事項に「（9）代理人が入札をする場合は、入札する前に契約権者宛の委任状を提出すること（委任状の日付は委任状作成日とする）」と定めており、当該業者の委任状に不備があったため、受理できず無効となった。 ・ その場で、説明している。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	・ 落札率が 100%となる特別な事情が何かあるのか。 ・ 全体的に入札金額が高止まりしている理由は何か。また過去 5 年間で本件落札業者が、同じく予定価格で落札した事例はあるか。	・ 落札率が 100%となる特別な事情はないが、結果として最低応札額と予定価格が一致しただけだと推察する。 ・ 予定価格については、厚生労働省・全国さく井協会が発行している歩掛資料等で積算していることから適正な価格であると考えており、入札額が高止まりした理由については、応札業者の落札意欲があまり見受けられなかったものとする。 なお、過去 5 年間で本件落札業者が落札した事例はない。
	【抽出事案③】 洲本市サービスセンター水道施設統廃合基本計画業務委託 【抽出事案説明書】	
	・ 落札率が 45.66%となっており、予定価格と契約額に乖離が生じたのはなぜか。予定価格が高すぎるといふ事情はないのか。 ・ コンサルタント会社が工事施工業者の依頼を受けて受注するといったケースがあり得るが、コンサルと施工業者のつながり等は把握されているのか。 ・ 見込対象者数 46 者とあるが、応募を促すための通知方法はいかなるものか。 ・ コンサル入札について、最低制限価格は設けていないのか。 ・ 最低制限がないということで、提供されるサービスの質はどういう仕組みで担保されているのか。 ・ 統廃合の事業・計画というのは、これまでに何回か経験しているのか。	・ 設計額については、応札業者も加盟する（公社）全国上下水道コンサルタント協会が策定し公表する歩掛により算出しており適正と考えている。 本案件の落札業者は、令和 2 年度に実施した「淡路広域水道企業団水道事業経営戦略更新業務委託」を受注した経緯があることから、施設状況などに精通していることもあり、応札意欲を高めたものと考えられる。 ・ 方針を決定する計画段階であり、現時点では施工業者はなく、それぞれ別の発注となるので、つながりはないと考えている。 ・ 令和 4・5 年度淡路広域水道企業団競争入札参加者名簿に登録があり、設定した資格要件を満たす業者が 46 者あり、当企業団ホームページ等に公告を掲載している。 ・ 最低制限価格は設定していない。 ・ 仕様書・特記仕様という形でサービスの低下が起きないように文言を入れている。 ・ 今までに、南あわじ市、洲本市で行っている。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案④】大野第5井戸取水設備更新工事 【抽出事案説明書】	
	- 令和4年度上半期に、同じ条件での入札が2回実施され、すべて入札不落となったが、入札を繰り返す際に予定価格を見直すなど発注内容の変更を行うべきであったのではないかと。 - また、実際に落札され入札が成立するよう、低価格での応札により失格となった者も再入札に参加できるようにすべきではないかと。 - 不落で工事が行えないことで、市民生活に支障が生じたりしていないのか。 - 選定業者数の決定方法について、なぜ7者としたのか。 - これは特殊なポンプなのか。 1～3回と契約の場を設けたことで事務コストがかかる。業者にも負担がかかるということで、当初から選定業者の数を広げておけば、もしかすると1回目に入札できたのではないかと。1回目で7者指名しているが、これを広げるにあたってのデメリットがあれば教えてほしい。なければ、もう少し枠を広げてはどうか。 - 最初の入札の失格者が3者というのが想定外だったのか。通常の入札でこれだけ失格者がたくさん出るケースはそれなりにあるのか。	- この案件に関しては、1度目は失格者多数、2度目は予定価格超過という結果であったことから、予定価格の適否についての判断が困難であり、これ以上工期を伸ばせないことから、発注内容の変更を行わずに、繰り返し入札を執行した。 - 勿論、再度発注する際に、入札結果等を鑑みて発注内容の変更も考慮するが、今回は同じ条件で執行することとした。 - また、失格者を2回目の入札に加えるべきというご意見については、予定価格の見直しを行った場合は、新たな案件として考え、選定に加えることはあるが、今回のように同じ条件の場合には、一度応札している業者に有利に働くことが考えられ、入札参加機会を均等にする観点からも一度応札した業者は、同案件の入札には加えないこととしている。 - 本工事の深井戸は渇水対策用の予備水源の1つであり、ダム貯留水の代替水源である。今年は6月以降の少雨により渇水状況となっているが、他の予備水源の稼働により維持しているので現状では市民生活への支障はない。 「入札・契約事務取扱要領」により、指名競争入札参加者数の定めがあり、予定価格500万円以上1,000万円未満については、おおむね7者以上となっている。 - 水道事業者では、普通に出回っている汎用品のものである。 - 昨年度までは1,000万円未満の案件は5者となっていたが、電子入札を導入したこともあり、入札審査会で細かく金額の段階を設けて、入札の対象業者を増やす事を決定した。 - 電気工事など、見積による積算の割合が高い設計書の時には、このような結果が見受けられることがあり、監視委員会でも指摘されているため、見積業者を増やし、できるだけ島内業者から見積をとるようにしている。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案⑤】水道管設計業務委託（淡路市管内・単価契約）【抽出事案説明書】 - 設計業務で単価契約というのに違和感があるが、水道管設計業務の場合、水道管敷設距離が同じであれば、地質などの相違による設計費用の相違は無視できる程度のものでしょうか。 - 委託契約書別紙の「単価率表」は、企業が作成したものなのか、それとも国等が作成したものを引用しているのか。また、「単価率表」の見方をお教えいただきたい。 - 選定業者数の決定方法について、なぜ5者としたのか。	【抽出事案⑤】水道管設計業務委託（淡路市管内・単価契約）【抽出事案説明書】 - 本案件は、水道工事に必要となる図面の作成や数量計算を委託するもので、基準となる設計業務の単価を代表単価として決定するものである。基準設計は「仮設なしの水道管 0.3 km 当たりの設計業務」で統一されているため、基準設計業務の代表単価を算出する設計業務においては、施工場所の違いがあっても、その理由によって単価に差は生じないものと考えている。 「単価率」とは、水道事業実務必携と兵庫県土木工事積算単価により算出した設計業務単価と基準業務の単価との単価比較により算出した率であり、仮設なし 0.3 km 当たりの設計業務単価を基準とし、仮設有、又その他延長の単価については、基準業務の単価と単価率から契約単価を決定している。 「入札・契約事務取扱要領」により、指名競争入札参加者数の定めがあり、予定価格 500 万円未満については、おおむね 5 者以上となっている。
		【抽出事案⑥】水質自動計器点検整備業務委託【抽出事案説明書】
		- 指名業者 10 者のうち半数以上の 6 者が辞退したのはなぜか。指名業者の決定時点で想定されていたのか。 今後も継続的に行わなければならない業務なのであれば、辞退者を減らすような方策を考えるべきように思えるが、辞退者を減らす必要があるという問題意識はあるのか。問題意識がある場合、具体的にどのような方策を考えているのか。 - 選定業者数の決定方法について、なぜ 10 者としたのか。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	・ 3年前の結果も、同じように辞退者が多く、随意契約だったのか。	・ 3年前の結果は、同じように指名競争入札に諮っており、5者指名で2者辞退、1者は欠席、2者応札で落札されている。
	【抽出事案⑦】 高感度透過散乱形濁度計・無試験残留塩素計・表面散乱形濁度計・PH計 購入 【抽出事案説明書】	
	・ 入札無効となった「条件2」とはどのようなものか。 ・ 指名競争入札でも、参加を希望しなければ辞退届の提出は必要なのか。 ・ 指名業者10者のうち半数以上の6者が辞退したのはなぜか。 これについても、具体的にどのような方策を考えているのか。	・ 入札通知書に入札に関する条件として遵守する事項に「(2) 物品供給にあっては物品供給入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること」と定めており、辞退届の提出がなく、当日欠席により無効となった。 ・ 各業者に送付している入札通知書で、入札に際しての注意事項に記載があり、希望しない場合は辞退届の提出を求めている。 ・ 昨年度も同様の案件で、8者指名のうち5者辞退であり、今回も辞退者が多いと想定していた。辞退理由としては、「手持ちの物品販売等が多く、受注困難」「履行するために必要な技術・機器が無い」「直接仕様に合う製品の取扱いがない」「指定された日時までの見積作成、参加が困難」となっている。 本案件については、直接入札での執行であり、また島外業者が多かったこともあり当日の参加が困難での辞退もあった。より事業者の負担軽減を図り、事業者相互の接触機会の削減、また発注者側の事務の効率化等を図るため、令和5年度より物品・役務の提供を含む全ての競争入札について、電子入札での執行へと移行していく。
	・ 選定業者数の決定方法について、なぜ10者としたのか。	・ 「入札・契約事務取扱要領」により、指名競争入札参加者数の定めがあり、予定価格1,000万円以上については、おおむね10者以上となっている。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案⑧】淡路大加圧所 No. 4 送水ポンプ整備工事 【抽出事案説明書】	
	「制限付一般競争入札の公告をしたが、申込者数が規定数に達しなかった」とのことであるが、申込者数は何者だったのか。入札不調とした場合、他に参加可能な業者がいるのであれば、まず指名競争入札を行うこととなるのではないか。 - 本件と同一または類似の工事が過去に行われたことはあるのか。過去に行われたことがある場合、契約の方法はどうなっていたのか。	- 本案件については、国内事業者を対象に制限付一般競争の直接入札の公告を行ったが、参加申込業者が1者のみであったため、入札不調となった。当企業団の入札参加者名簿のうち、機械器具設置工事の建設業許可を有している全ての事業者を対象に募集を行ったため、これ以上指名できる対象業者はなく、唯一申込をした業者と随意契約を締結した。 - 令和2年度に、同様の案件で2度制限付一般競争入札を公告したが、参加申込業者は当該業者のみであったため、随意契約となっている。
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特に無し	